

# 令和7年度 教育委員会 第19回定例会 議案

1 日 時 令和8年1月22日（木） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第33号議案 令和8年2月県議会定例会に提出する報告書 … 1

第34号議案 静岡県教育振興基本計画（2025年度～2028年度）の策定 … 4

(3) 報告事項

(4) 閉 会

## 第 33 号議案

### 令和 8 年 2 月県議会定例会に提出する報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、下記報告書を議会に提出する。

#### 記

- 1 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検評価  
結果報告書  
(静岡県教育振興基本計画（2022 年度～2025 年度） 2025 年度 評価書)

令和 8 年 1 月 22 日

静岡県教育委員会教育長

(件名)

**教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する  
点検評価結果報告書****(静岡県教育振興基本計画(2022年度～2025年度)2025年度評価書)**

(教育政策課)

**1 議案の趣旨**

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、点検評価結果報告書を県議会に提出する。

昨年度、次期教育振興基本計画策定の前倒しを踏まえ、静岡県教育振興基本計画(2022年度～2025年度)の総括評価を実施した。この中で、次期計画策定に向けた各施策の課題と今後の方向性を示し、次期計画に反映させている。

今年度は、前年度実績を中心とした最新の実績値により取組の進捗状況を確認し、2025年度評価書を作成した。

**2 今後のスケジュール**

定例会での議決後、県議会2月定例会へ提出し、議会閉会后、ホームページで公表する。

時 期	内 容
2月12日	総合教育会議にて報告
2月17日	県議会2月定例会に提出(3月16日閉会)
3月下旬	県ホームページ公表

## 静岡県教育振興基本計画(2022年度～2025年度)の評価結果概要

### 1 概要

#### (1) 評価方法

- ・静岡県総合計画の評価方針に沿って、計画に掲げる「成果指標」及び「活動指標」について、最新の実績値に基づいて評価を実施
- ・成果指標は、5段階（目標値以上、A、B、C、基準値以下）で評価
- ・活動指標は、3段階（◎、○、●）で評価

#### (2) 評価結果の概要（指標の評価結果）

##### ア 成果指標※（ ）内は教育委員会に係る指標

章	目標値以上	A	B	C	基準値以下	—	計
第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	4(2)	0(0)	4(2)	9(7)	5(3)	1(1)	23(15)
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	3(2)	0(0)	9(0)	5(4)	3(3)	6(2)	26(11)
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	1(1)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	2(0)	5(3)
計	8(5)	0(0)	15(4)	14(11)	8(6)	9(3)	54(29)
	17.8%	0.0%	33.3%	31.1%	17.8%	—	

51.1%(34.6%)                      48.9%(65.4%)

<参考：評価区分の見方>

成果指標 区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

##### イ 活動指標※（ ）内は教育委員会に係る指標

章	◎	○	●	—	計
第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	13(5)	39(15)	29(20)	2(2)	83(42)
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	21(4)	41(13)	28(20)	2(1)	92(38)
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	5(2)	8(7)	8(6)	2(1)	23(16)
計	39(11)	88(35)	65(46)	6(4)	198(96)
	20.3%	45.8%	33.9%	—	

66.1%(50.0%)

<参考：評価区分の見方>

活動指標 区分	判断基準
◎	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超えのもの
○	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
●	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

## 第 34 号議案

### 静岡県教育振興基本計画（2025 年度～2028 年度）の策定

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、別冊のとおり静岡県教育振興基本計画（2025 年度～2028 年度）を策定する。

なお、本案を令和 8 年 2 月 12 日開催の第 2 回総合教育会議に提出し、知事と教育委員会が合意した上で最終決定とする。

令和 8 年 1 月 22 日

静岡県教育委員会教育長

**静岡県教育振興基本計画（2025年度～2028年度）の策定**

(教育政策課)

**1 議案の要旨**

令和6年度に静岡県教育大綱を策定したため、本県教育の基本的な方針として今後取り組む具体的な施策を取りまとめた「静岡県教育振興基本計画（2025年度～2028年度）」を策定する。

**2 議案の位置付け**

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

これまで総合教育会議、教育委員協議会、こどもの意見聴取、12月議会の審議及びパブリックコメントにより頂いた御意見等を踏まえ、最終案を作成した。

今後、令和8年2月12日開催の第2回総合教育会議に本案を提出し、知事と教育委員会が合意した上で最終決定とするが、教育振興基本計画の教育に関する基本的な方針としての性質を考慮し、議案として提出するものである。

**3 今回のポイント**

静岡県教育振興基本計画について、別冊のとおり策定し、2025年度～2028年度までの4年間の本県教育に関する基本的な方針とし、本計画に基づき施策を推進していく。

**4 今後のスケジュール（予定）**

時期	内容
2月12日	総合教育会議にて報告
2月17日	県議会2月定例会に提出（3月16日閉会）
3月下旬	県ホームページ公表

意見概要

(1) 教育委員会委員協議会（令和7年11月19日）

No.	頁	御意見	分類	対応案
1	8	誰一人取り残さない理念は分かるが、トップを引き延ばす意気込みを感じられない。 ③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実の1つ目の○と2つ目の○を入れ替えるべきではないか。	趣旨を踏まえ計画に反映	③優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実の1つ目の取組と2つ目の取組を入れ替えます。
2	9	今後の高校の在り方について、2040年を踏まえると、ここ4～5年で具体化して現場に落とししていく必要があるため、この項目が重要になってくる。	趣旨を踏まえ計画に反映	2040年に向け、県立高等学校の魅力化や教育の質の確保が重要となることから、高等学校教育改革に向けた取組について記載いたします。
3	27	教員の研修ベースで人を育てていく、改革していくような印象を持つ。研修だけでは難しいので、「職場の風土づくり」の方が改革に直結する。	趣旨を踏まえ取り組む	教職員の成長につながる職場の風土を醸成するよう取り組んでまいります。
4	—	探究、不登校外国ルーツのこどもの支援と、教員確保、DXの4点は喫緊でやっつけなければいけない。ここを明確に出さないと総花的になる。	趣旨を踏まえ取り組む	教育委員会においては、御指摘の取組を重点取組に位置づけ施策を推進していきます。また、教育振興基本計画は今後4年間に取り組むべき施策をまとめた計画になることから、御指摘の取組については各年度の主要な施策や事業をまとめた「教育行政の基本方針」に明示いたします。

(2) 県議会12月定例会総務委員会（令和7年12月15日）

No.	頁	御意見	分類	対応案
1	11	「キャリア形成能力を育む教育の推進」の工程を示す年次数値について、キャリアパスポートの活用は既存の学習指導要領に沿って進めればよい。より建設的で新しい取組の工程を設定すべきではないか。	趣旨を踏まえ計画に反映	工程を示す年次数値を「産学官の連携によるキャリア教育の推進」に修正いたします。
2	13	「グローバル人材の育成」は海外で活躍する人材を育てるという書き振りだが、工程を示す年次数値が外国人留学生数になっている。海外留学する学生数や海外キャリア志向者の割合などが工程や指標に入るべきではないか。	趣旨を踏まえ計画に反映	工程を示す年次数値を「県内高等教育機関や高等学校から海外への留学生数」に修正いたします。
3	29	他項目に数値目標があるのに対し「学校施設等の整備・充実」の工程を示す年次数値には数値目標が明示されていない。現計画を参考にして具体的な数値目標を示すことができるのではないか。	趣旨を踏まえ計画に反映	工程を示す年次数値を「老朽化対策、施設整備を完了した県立学校の棟数」に修正いたします。

(3) パブリックコメント（令和7年12月17日～令和8年1月6日）

No.	頁	御意見	分類	対応案
1	9	高校の魅力化のページですが、新しい取組は何かありますか。あれば記載したほうがより良いと思います。	趣旨を踏まえ計画に反映	2040年に向け、県立高等学校の魅力化や教育の質の確保が重要となることから、高等学校教育改革に向けた取組について記載いたします。
2	10	「夜間中学」と外国にルーツのある方への日本語支援を記載してほしい。	趣旨を踏まえ計画に反映	「○外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進」の項目に「県立夜間中学における日本語による学び直しの機会の提供」を追記いたします。
3	15 16	現在の「外部指導者派遣」のみの記載では、県が文化芸術を地域展開しないと誤解されるため、スポーツ部活動と同様に、文化芸術活動についても地域展開への支援を明記することを望みます。	趣旨を踏まえ計画に反映	「外部指導者の活用による文化活動の充実」の項目に「部活動の地域展開等への支援」を加え、取組にも「・中学校における部活動の段階的な地域展開等に向けた支援」を追記いたします。
4	19	生活困窮世帯やヤングケアラーの子どもへの対応は学校だけでは困難であるため、自治体職員や社会福祉職員の養成と学校・自治体・社会福祉団体の連携体制の構築が必要と考えます。	趣旨を踏まえ計画に反映	Ⅱ-2-①「○相談支援体制の強化」に、「・研修等を通じた教員の理解促進や教育・福祉の連携などによる不登校児童生徒やヤングケアラー等への支援の充実」を追記いたします。
5	27	「働き方改革の推進」について、推進の意向が明示されたことは好ましいことですが、改正給特法附帯決議に盛り込まれた「社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見」の活用や、「教育職員が働き方について相談できる体制の構築」「学校における労働安全衛生管理体制の整備」についても、本計画の中に記載すべきと考えます。	趣旨を踏まえ計画に反映	「教職員の育児・介護等と仕事の両立に向けた相談支援体制の充実」を追記いたします。 また、職場において相談しやすい環境を作るなど教職員の心理的負担の軽減と職場環境の改善を図る観点から、「ストレスチェックの集団分析等を活用した職場改善の推進」を追記いたします。

第19回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の一部 改正	P1

## 静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の一部改正について

(教育総務課)

### 1 概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）の施行に伴い、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号。以下「国指針」という。）が全部改正された。

このことに伴い、国指針を引用している、静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則（以下「規則」という。）について、必要な改正を行う。

### 2 改正内容

- ・規則第 2 条において、教育職員の在校等時間を定義する際に、国指針の第 2 章第 1 節(1)を引用していた。
  - ・国指針の全部改正に伴い、第 2 章第 1 節(1)の内容が、第 1 章第 3 節(1)にそのまま引き継がれた。
- 以上より、次のとおり規則第 2 条の国指針引用箇所の修正を行う。

改正前	改正後
(業務量の適切な管理等) 第 2 条 静岡県教育委員会（略）は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 2 章第 1 節(1)に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（略）を除いた時間（略）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 (1)・(2)（略） 2・3（略）	(業務量の適切な管理等) 第 2 条 静岡県教育委員会（略）は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 7 年文部科学省告示第 114 号）第 1 章第 3 節(1)に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（略）を除いた時間（略）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 (1)・(2)（略） 2・3（略）

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

#### <参考>

静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めたものである。